

## 社会保険労務士が答える 企業の労務管理

福田博司



### 年金受給資格期間が 10年に短縮されました

平成29年8月1日より公的年金の老齢年金受給に必要な受給資格期間が、25年から10年に短縮されました。

0月）以上必要でした。この期間が10年（120月）に短縮されたのです。

この制度変更により、新たに約64万人（障害・遺族年金受給者を含めると約73・5万人）が受給資格を得ることとなり、対象となる方には、本年2月から順次「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）短縮」が日本年金機構より送付されています。

これまで受給できなかつた人でも、保険料を納めた期間等が10年以上あれば、新たに年金給付の対象者に変わるので、大きな制度変更です。その背景として、「将来の無年金者の発生を抑えていくこと」「年金を受けとれる方を増やし、納めて頂いた年金保険料をな

る資格期間が原則25年（30合算対象期間）を合算した

るべく年金の支払いにつなげる」ことがありました。では対象となる年金や対象者について、具体的に見てみましょう。

対象となる年金は、老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金（原則、老齢厚生年金として決定）・寡婦年金と、これに準ずる旧

等期間）が10年以上の方（②保険料納付済等期間が10年以上の方が65歳以上（加入する年金制度や性別により異なる）になった場合です。

一方年金の保険料を納めた期間等が10年に満たない方は、法改正後も原則として給付対象者とはなりません。しかし、そのような方のために、



法老齢年金です。「遺族年金」「障害年金」については、制度変更の対象外です。

対象者としては、  
①既に65歳（厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は60歳（男性は62歳）以上65歳未満）以上の方で、年金を受け取るため

給できる可能性もあり、受給者自身は確実に増加します。  
しかしながら今後、「保険料は10年だけ納めればいいよね？」といった考え方をする若い世代の人気が出てくるかもしれません。いわゆるモラルハザードを起こすことでも危惧されますが、年金は納付した期間に応じて受給額が決まりますので、短い納付期間では、将来低年金者になることを説明し、理解してもらわなければいけません。

今回の制度変更において、年金制度を従業員の方たちと共に理解し、これから的人生設計を考えてみる大事な機会ととらえ、活用したいものです。

ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」（☎0570-105-1165、050で始まる電話でおかけになら場合は、03-6700-1165）へ。

イラスト・伊藤栄章